

電波有効利用委員会（第12回）ご説明資料

2026年03月31日

楽天モバイル株式会社

全国BWA資本規制：制度背景の理解

スマートフォンの普及による携帯電話自身での高速データ通信提供により、 携帯電話・全国BWAの利用実態は当初の想定から大きく変化

全国BWA資本規制

制度概要

第三代移動通信事業者及びそのグループ会社以外の者に割り当て（ただし3分の1以下の出資は許容）

制度の狙い

技術間競争及び新規参入の促進により、新たな無線サービスの展開と市場の活性化を図ること

2007

2013

2026

主要な手段の無線通信の

音声通信



3G携帯電話

データ通信



BWA

我が国におけるスマートフォン転換期



スマートフォン



同一端末での両通信利用が中心となった

市場変化の影響

—

全国BWA事業者が単独でサービス提供するビジネスモデルは終焉を迎えつつある



全国BWA事業者に出資する携帯電話事業者は当該帯域の電波利用連携を進め、自社NWキャパシティを補完する目的での利用が常態化

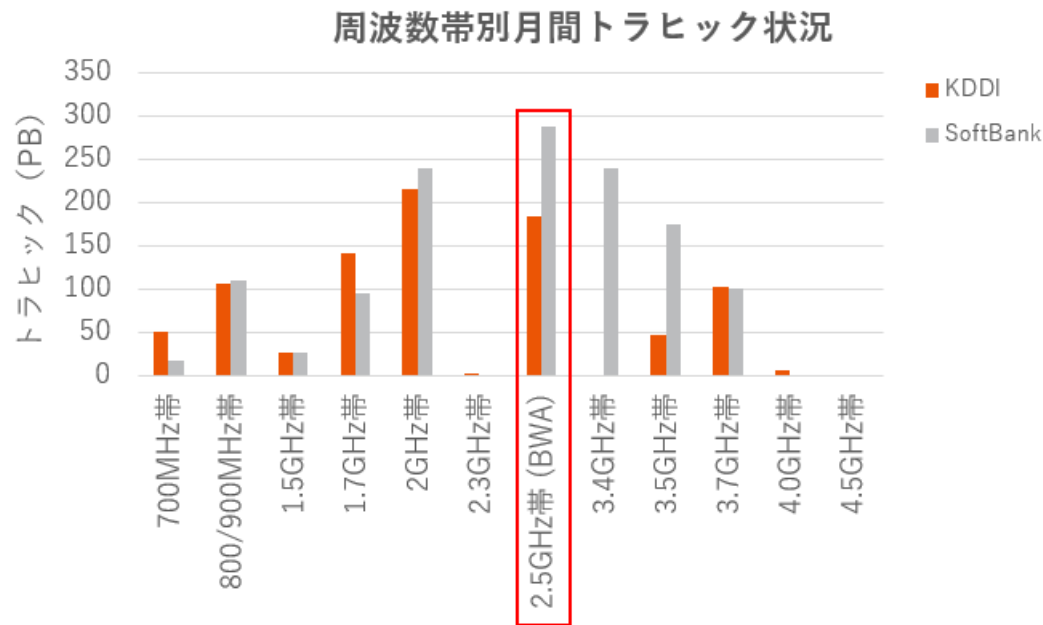
全国BWA資本規制：全国BWAの周波数利用状況

利用状況調査によれば、UQの自社利用割合は**1.00%**、WCPの自社利用割合は**0.00%**
 親会社である携帯電話事業者の利用割合はUQで**95.00%**、WCPで**99.94%**
トラフィックが多く、実質携帯電話用メイン周波数として流用されることは問題

電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供の調査結果¹⁴⁰

	免許人名	ドコモ		KDDI/沖縄セル		ソフトバンク		楽天モバイル		UQ		WCP	
		全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数	全体	前年度からの増加数
MNOであるMVNOに係るもの ^{※1} を除く	MVNO数	51	3	69	6	732	19	69	25	29	0	26	0
	L2接続	15	0	6	0	6	3	41	10	0	0	0	0
	L2接続以外	38	3	64	6	726	16	28	15	29	0	26	0
	MVNO契約数	14,022,781	1,032,131	8,948,626	1,897,813	11,843,025	-448,203	1,647,833	1,105,974	1,543,629	559	32,417	-77
	L2接続以外	12,527,812	740,002	1,974,465	192,126	221,620	44,886	440,610	286,731	0	0	0	0
MNOであるMVNOに係るもの ^{※1}	L2接続以外	1,494,969	292,129	6,974,161	1,705,687	11,621,405	-493,089	1,207,223	819,243	1,543,629	559	32,417	-77
	全契約数 ^{※2} に占めるMVNO契約数の割合	15.36%	+0.92%	12.72%	+2.32%	20.40%	-0.90%	18.39%	+10.84%	4.00%	±0.00%	0.06%	±0.00%
	MVNO数	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0
MVNO促進の取組	MVNO契約数	0	0	1,887,610	-8,449	0	0	0	0	37,998,253	616,367	51,423,877	2,976,993
	全契約数 ^{※2} に占めるMVNO契約数の割合	0	0	2.68%	-0.11%	0	0	0	0	95.00%	±0.00%	99.94%	±0.00%
	HLR/HSS連携機能	○		○		-		-		-		-	
MVNO促進の取組	開放を促進すべき機能 ^{※3} の提供状況 ^{※4}	○		○		-		-		-		-	
	料金情報提供機能 ^{※5}	○		-		-		-		-		-	
	端末情報提供機能 ^{※6}	○		-		○		-		-		-	
	その他	○		○		○		-		-		-	
その他			標準プランの策定・公開やMVNO事業者希望者への窓口設置等を実施。	各種情報提供や、青少年フィルタ機能の提供、端末接続試験の提供等を実施。	標準プランの策定・公開やMVNO事業者希望者への窓口設置等を実施。			MVNOガイドラインに規定するアシンドル機能について2020年4月8日から事前提供を開始。MVNO事業者希望者への窓口設置等を実施。			標準プランの策定・公開やMVNO事業者希望者への窓口設置等を実施。		

※1 自社グループのMNOであるMVNOに係るものを指す。



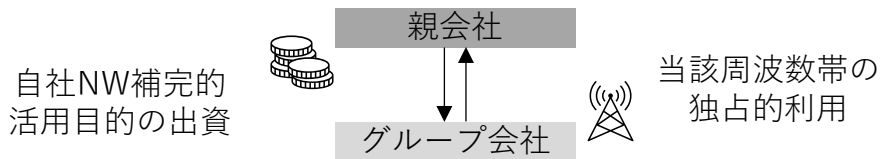
➡ 全国BWA事業者の親会社である携帯電話事業者だけが**周波数を実質的に独占利用**している現状は、特定携帯電話事業者のみが競争上の優位を獲得しており、携帯電話市場における**事業者間競争にも影響**

全国BWA資本規制：当該周波数帯の活用に関する意見

全国BWA資本規制の緩和は現状の問題を助長するため**反対**
当初目的から乖離がある現状においても見直しを行い、
再割当てもしくは**シェアリング**により公平・能率的な電波の活用を図るべき

資本規制の緩和に関する意見

- ✓ 全国BWA資本規制の緩和には**反対**
 - グループ会社への出資によって、特定基地局開設料を払わずに**周波数帯を実質的に獲得してしまっている**ことは電波法の目的である**電波の公平な利用**に反している



当該周波数帯において講ずべき施策

- ✓ **今回の資本規制の緩和に関わらず**、現状においても、全国BWA帯域が親会社である携帯電話事業者のメインバンドとして実質的に流用され、**特定携帯電話事業者のみが競争上の優位を獲得できている点は問題**
- ✓ 問題を解消し、より公平・能率的な電波の活用を図るために、**再割当て**の検討や、他事業者も親会社同様に利用可能となるような**公平な条件での接続・共用・卸提供・ローミング等に係る制度を整備すべき**

電波法 第一条（目的）

「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」

Rakuten Mobile